

# 第1章 総 則

---

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針(ビジョン)などについて明らかにするものである。

- 第1節 計画の策定方針
- 第2節 関係機関等の業務大綱
- 第3節 町の概況
- 第4節 災害危険性
- 第5節 防災ビジョン

## 別紙 エクセル

### 第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

#### ■計画の構成

本編
第1章 総則
第2章 災害予防計画
第3章 風水害応急対策計画
第4章 地震・津波応急対策計画
第5章 大規模事故等応急対策計画
第6章 災害復旧・復興計画
資料編

### 第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを上毛町防災会議において修正する。

### 第5 計画の周知

本計画は、上毛町職員及び防災関係機関その他防災に関わる主要な施設管理者等に周知徹底を図るとともに、計画のうち必要となる事項については住民にも広く周知を図る。

## 第2節 関係機関等の業務大綱

町及び防災関係機関等は、その業務が直接的あるいは間接的を問わず、一体となって災害の防止に寄与するように配慮しなければならない。

上毛町を管轄する防災関係機関等の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 第1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
上毛町	(災害予防) ① 町防災会議に係る事務に関すること ② 町災害対策本部等の防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ⑧ 給水体制の整備に関すること ⑨ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること ⑩ 災害危険区域の把握に関すること ⑪ 各種災害予防事業の推進に関すること ⑫ 防災知識の普及・啓発に関すること ⑬ 調査・研究に関すること ⑭ 防災まちづくりに関すること ⑮ 災害時要援護者の安全確保に関すること ⑯ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑰ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ⑱ 所管施設の被災状況調査に関すること ⑲ 帰宅困難者対策に関すること (災害応急対策) ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ 避難の準備情報・指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること ④ 災害時における文教、保健衛生に関すること ⑤ 災害広報に関すること ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること ⑦ 復旧資機材の確保に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料品等の確保に関すること ⑨ 災害対策要員の確保・動員に関すること ⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関すること ⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑭ 被災証明等に関すること ⑮ 清掃に関すること ⑯ 公共土木施設、農地及び農林産用施設等に対する応急措置に関すること ⑰ 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関すること ⑱ 自衛隊の災害派遣要請に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
上毛町	(災害復旧・復興) ① 公共土木施設、農地及び農林産用施設等の新設、改良及び災害復旧及び改良に関すること ② ライフライン等の災害復旧に関すること ③ 義援金の受け入れ、配分に関すること ④ 災害弔意金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ⑤ 住民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること

## 第2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
京築広域圏消防本部	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 消防力の維持向上に関すること ③ 町と共同での地域防災力の向上に関すること ④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑤ 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害に関する情報収集、伝達に関すること ② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ③ 消防活動に関すること ④ 救助・救急活動に関すること ⑤ 避難活動に関すること ⑥ 行方不明者の捜索に関すること ⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること

## 第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
上毛町消防団	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 団員の能力の維持・向上に関すること ③ 町及び京築広域圏消防本部が行う防災対策への協力に関すること (災害応急対策) ① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ② 消防活動に関すること ③ 救助・救急活動に関すること ④ 避難活動に関すること ⑤ 行方不明者の捜索に関すること ⑥ 町及び京築広域圏消防本部が行う防災対策への協力に関すること

## 第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織(自治会)	(災害予防・災害応急対策) ① 地域住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動に関すること ② 出火防止及び初期消火に関すること ③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力に関すること ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運營業務等の協力に関すること ⑤ その他応急対策全般に関すること

## 第5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(災害予防) ① 防災会議に係る事務に関すること ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること ⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ⑪ 防災知識の普及に関すること ⑫ 災害時要援護者の安全確保に関すること ⑬ 緊急消防援助隊調整本部に関すること ⑭ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑮ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ⑯ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること ⑰ 帰宅困難者対策の推進に関すること (災害応急対策) ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ⑧ 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関すること ⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑭ 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること (災害復旧) ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ② 物価の安定に関すること ③ 義援金品の受領、配分に関すること ④ 災害復旧資材の確保に関すること ⑤ 災害融資等に関すること

第6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊前警察署	(災害予防) ① 災害警備計画に関すること ② 警察通信確保に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること ④ 災害装備資機材の整備に関すること ⑤ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑥ 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害情報の収集及び伝達に関すること ② 被害実態の把握に関すること ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④ 行方不明者の調査に関すること ⑤ 危険個所の警戒及び地域住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 死体の見分・検視に関すること

第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること ③ 他の管区警察局との連携に関すること ④ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ⑤ 警察通信の運用に関すること ⑥ 津波警報・注意報の伝達に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	(災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事 ② 国有財産の無償貸付等の措置に関する事 (災害復旧) ① 地方公共団体に対する災害融資に関する事 ② 被災公共土木施設及び被災農地・農林産施設の復旧事業の査定立会い等に関する事
九州厚生局	(災害応急対策) ① 災害状況の情報収集、通報に関する事 ② 関係職員の現地派遣に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事
九州農政局	(災害予防) ① 米穀の備蓄に関する事 ② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事 ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事 (災害応急対策) ① 応急用食料の調達・供給に関する事 ② 農業関係被害の調査・報告に関する事 ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事 ④ 種子及び飼料の調達・供給に関する事 (災害復旧) ① 被害農業者等に対する融資等に関する事 ② 被災農地・農林産施設の復旧事業の指導、査定に関する事 ③ 土地改良機械の緊急貸付に関する事 ④ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事 ⑤ 技術者の応援派遣等に関する事 (九州農政局 福岡地域センター) (災害応急対策) ① 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関する事
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害予防) ① 国有保安林・治山施設の整備に関する事 ② 林野火災予防体制の整備に関する事 (災害復旧) ① 復旧対策用材の供給に関する事
九州経済産業局	(災害予防) ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 (災害応急対策) ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 ② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 (災害復旧) ① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州産業保安監督部	<p>(災害予防) 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること</p> <p>(災害応急対策) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること</p>
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交通施設及び設備の整備に関すること</li> <li>② 宿泊施設等の防災設備に関すること</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること</li> <li>② 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること</li> <li>③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること</li> <li>④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関すること</li> <li>⑤ 緊急輸送命令に関すること</li> </ol>
大阪航空局 (福岡・北九州空港事務所)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定地域上空の飛行規制等その他周知徹底に関すること</li> <li>② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること</li> <li>② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること</li> </ol>
福岡管区气象台	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 台風や大雨、地震、津波等に関する観測施設の整備に関すること</li> <li>② 台風や大雨、地震、津波等に関する防災知識の普及に関すること</li> <li>③ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること</li> <li>② 二次災害防止のため、気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること</li> <li>③ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州総合通信局	(災害予防) ① 非常通信体制の整備に関する事 ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 ③ 災害時における通信機器の貸し出しに関する事 (災害応急対策) ① 災害時における電気通信の確保に関する事 ② 非常通信の統制、管理に関する事 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
福岡労働局	(災害予防) ① 事業場における災害防止のための指導監督に関する事 ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事 (災害応急対策) ① 労働者の業務上の災害補償に関する事 ② 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事
九州地方整備局	(災害予防) ① 気象観測通報についての協力に関する事 ② 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 ③ 災害危険区域の選定または指導に関する事 ④ 防災資機材の備蓄、整備に関する事 ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関する事 (災害応急対策) ① 洪水予警報の発表及び伝達に関する事 ② 水防活動の指導に関する事 ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ④ 災害広報に関する事 ⑤ 緊急物資及び人員輸送活動に関する事 ⑥ 流出油に対する防除措置に関する事 ⑦ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事 ⑧ 災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関する事 ⑨ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事 ⑩ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保(ホットライン確保)に関する事 ⑪ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事 (災害復旧) ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 ② 被災公共土木施設の復旧事業の指導、査定に関する事

## 第8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第四師団、 小倉駐屯地第40普通科 連隊、航空自衛隊築城 基地第8航空団)	(災害予防) ① 災害派遣計画の作成に関する事 ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 (災害応急対策) ① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の 支援、協力に関する事

## 第9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 (大分支店) NTTコミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ② 応急復旧通信施設の整備に関する事 (災害応急対策) ① 津波警報、気象警報の伝達に関する事 ② 災害時における重要通信に関する事 ③ 災害関係電報、電話料金の免除に関する事
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害予防・災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関する事
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関する事 ② 災害医療用薬品等の備蓄に関する事 (災害応急対策) ① 災害時における医療助産等の実施に関する事 ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
西日本高速道路株式会社	(災害予防) ① 管理道路の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) ① 管理道路の疎通の確保に関する事 (災害復旧) ① 被災道路の復旧事業の推進に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社 (福岡支店)	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社 (中津郵便局)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策及びその窓口業務の確保

## 第10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県LPガス協会	(災害予防) ① LPガス施設の整備と防災管理に関すること ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
各報道機関	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
各報送機関	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) ① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
福岡県医師会	(災害予防・災害応急対策) ① 災害時における医療救護の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること ③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること。
福岡県歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時の歯科医療救護活動に関すること
福岡県トラック協会	(災害予防) ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 緊急・救援物資の輸送に関すること

## 第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
京築地区水道企業団	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策に関すること
京築広域市町村圏事務組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策に関すること
吉富町外1町環境衛生事務組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊前市外二町 清掃施設組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策に関すること
上毛町外一市一町 矢方池土木組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策に関すること

## 第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
特例社団法人 豊前築上医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動に関すること ② 遺体の検案に関すること ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
特例社団法人 豊前築上歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動に関すること ② 遺体の検案の協力に関すること ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整に関すること
豊前築上薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること ② 医薬品の調達、供給に関すること ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整に関すること
上毛町社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受け入れに関すること ② 要援護者への救助及び生活支援活動の協力に関すること
町内郵便局	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保に関すること
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助に関すること
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における入所者の保護に関すること
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡京築農業協同組合	(災害応急対策) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 ② 農作物の災害応急対策の指導に関する事 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋に関する事 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事
上毛町商工会	(災害応急対策) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 ② 災害時における物価安定の協力に関する事 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋に関する事
建設事業者団体	(災害応急対策) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 ② 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 ③ 応急仮設住宅の建設の協力に関する事 ④ その他災害時における復旧活動の協力に関する事 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整に関する事
豊築防犯協会	(災害応急対策) ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関する事 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関する事 ③ その他災害応急対策の業務の協力に関する事
金融機関	(災害応急対策) ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置に関する事

## 第13 住民・事業所

区分	とるべき措置
住民	① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保(自らの身の安全は自らが守る)に関する事 ② 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認に関する事 ③ 食料、飲料水の備蓄、非常持出品の準備に関する事 ④ 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策に関する事 ⑤ 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進に関する事 ⑥ 災害発生時の自主的な総合救済活動への参加・協力に関する事 ⑦ 町、県が行う防災活動への協力
事業者	① 従業員、顧客等の安全の確保に関する事 ② 二次災害の防止、経済活動の維持(事業継続等)に関する事 ③ 地域住民の安全確保への協力に関する事 ④ 防災体制の整備、防災訓練の実施に関する事 ⑤ 町、県が行う防災活動との連携・協力に関する事

## 第3節 町の概況

### 第1 自然的条件

#### 1. 地勢

上毛町は、福岡県の最東端に位置し、東は山国川を境に大分県中津市、西は佐井川を境に豊前市と接している。

町域は、面積の6割を森林が占めている緑が多く残された自然豊かな田園地帯である。東西を佐井川・山国川に挟まれ、山間部に向かい三角形に広がっており、面積62.4 km<sup>2</sup>の町である。

#### ■本町の主要河川

種 類	水 系	河 川 名
一級河川	山国川	山国川
二級河川	佐井川	佐井川

## 2. 気象

本町の気候は、おだやかな瀬戸内海型気候に属し、九州で最も雨の少ない地域の1つであり、平均気温は15℃～16℃で温暖、年間降水量は1,700mm～1,800mmである。

## ■本町の気象(平年値)

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h r)	降水量 (mm)
1月	4.9	9.1	0.9	1.6	115.7	68.2
2月	5.9	10.5	1.3	1.6	128.4	82.9
3月	8.7	13.6	3.7	1.7	154.9	129.0
4月	13.7	18.9	8.6	1.7	188.9	142.7
5月	17.9	23.0	13.1	1.6	197.6	171.3
6月	22.2	26.4	18.5	1.6	155.0	299.8
7月	26.1	30.1	22.9	1.5	177.6	322.5
8月	27.1	31.4	23.8	1.7	208.6	140.0
9月	23.3	27.8	19.4	1.5	167.4	170.3
10月	17.9	23.1	13.0	1.4	179.2	78.0
11月	12.0	16.9	7.3	1.4	141.6	75.7
12月	7.0	11.6	2.6	1.6	131.9	54.6
全年	15.0	20.2	11.2	1.3	1946.8	1735.0

(注) 統計期間は1981～2010年の30年間

資料:気象庁「気象統計情報」 中津地域気象観測所(アメダス)

## ■九州北部地方の台風の接近個数(平年値)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
接近				0.0	0.0	0.3	0.8	1.0	1.0	0.3			3.2

(注) 平年値は、1981～2010年の30年平均。

(注) 値が空白となっている月は、平年値を求める統計期間内に該当する台風が1例もなかったことを示している。

(注) 日本への接近は2 か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

資料:気象庁「気象統計情報」

## 第2 社会的条件

### 1. 人口

本町の人口及び世帯数は、8,083人、3,138世帯(平成25年3月末現在)である。人口は減少傾向が続いている。世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたり人口は減少傾向にあることから、継続的な核家族化の進行が見受けられる。65歳以上の老年人口(2,509人)は、全体の1/3にあたる31.0%を占め、高齢化傾向であることを示すとともに、今後も高齢化が進行するものと予想される。

#### ■上毛町の人口(平成25年3月末現在)

人 口	8,083 人
世帯数	3,138 世帯
高齢化率	31.0% (65歳以上人口2,509人/全町人口8,083人)

出典:住民基本台帳

### 2. 土地利用の状況

本町の土地利用は、田園と林野を主とする土地利用がなされており、森林が総面積の約2/3を占めている。

#### ■土地利用面積(単位:km<sup>2</sup>)

総面積	耕地	宅地	森林	その他
62.40	10.60	2.54	38.86	10.4

出典:福岡縣市町村要覧

## 第4節 災害危険性

本町では、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）及び福岡県地域防災計画をふまえて、風水害及び地震の災害危険性等を検討した。その概要は、次のとおりである。

### 第1 災害履歴

#### 1. 風水害等

県内では台風と集中豪雨による被害が多く、梅雨前線に伴う豪雨は河川の氾濫を引き起こし、台風はさらに風による災害を引き起こしている。台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。

本町に被害を与えた風水害としては、昭和19年9月17日の台風の襲来による大災害で、各河川の井堰、橋梁の流失、堤防の決壊などにより多大の被害をもたらした。近年では、平成3年9月14日・27日の台風17号・19号の襲来による災害がおこり、町内全域3日間停電、NTT電話回線被害甚大等に加えて、住家全壊3棟・半壊8棟等の被害に及んだことがある。なお、平成24年7月の九州北部豪雨においては、床下浸水9棟である。

また、福岡県の災害年報より、本町に係る気象注意報・警報の発表状況は、以下に示すとおりである。平成22年5月27日以前は「京築」として、以後は市町ごとの発表となっている。

平成21年以前の各年の発表回数をみると、全体では200回～300回程度である。このうち、警報は7月～9月に多く、年10～20回程度、注意報は各年により若干異なるが、概ね1月～3月及び7月～9月が多く、年50～90回程度となっている。発表内容では、警報は7月～9月の大雨警報や洪水警報、注意報は各年7月～9月にかけての雷注意報が最も多く、大雨もこの時期に多い。洪水、強風などは年次により変動はあるが7月～9月に比較的多くみられる。このほか、大雪注意報が1月～3月、10月～12月に毎年10回程度ある。

平成22年は、7月の大雨（土砂災害）及び洪水警報、7月～9月では大雨、雷、洪水注意報等が多く発表されている。

このようなことから、特に7月～9月における台風や集中豪雨等への対応には、十分留意する必要がある。

## ■本町に係る気象注意報・警報の発表回数

年月		警報					注意報							
		洪水	大雨	暴風	その他	計	洪水	強風	大雨	大雪	風雪	雷	その他	計
平成22年	1～3月	0	0	0	0	0	0	17	0	2	1	13	51	84
	4～6月	0	0	0	0	0	5	22	7	0	0	37	30	101
	7～9月	1	10	0	0	11	28	24	22	0	0	99	3	176
	10～12月	0	0	0	0	0	0	32	0	6	7	31	37	113
	計	1	10	0	0	11	33	95	29	8	8	180	121	474
平成21年	1～3月	0	0	0	0	0	0	10	0	9	2	12	46	79
	4～6月	0	4	0	0	4	13	8	9	0	0	19	14	63
	7～9月	6	10	0	0	16	15	11	11	0	0	40	5	82
	10～12月	0	0	0	0	0	1	7	1	3	1	5	15	33
	計	6	14	0	0	20	29	36	21	12	3	76	80	257
平成20年	1～3月	0	0	0	0	0	0	14	0	5	2	20	51	92
	4～6月	1	3	0	0	4	16	7	14	0	0	27	13	77
	7～9月	3	3	0	0	6	13	0	13	0	0	38	0	64
	10～12月	0	0	0	0	0	0	4	0	3	1	3	16	27
	計	4	6	0	0	10	29	25	27	8	3	88	80	260
平成19年	1～3月	0	0	0	0	0	0	11	0	6	1	19	52	89
	4～6月	0	0	0	0	0	1	10	1	0	0	23	26	61
	7～9月	3	3	2	0	8	14	6	14	0	0	45	1	80
	10～12月	0	0	0	0	0	2	3	2	0	0	9	31	47
	計	3	3	2	0	8	17	30	17	6	1	96	110	277
平成18年	1～3月	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	7	34	46
	4～6月	0	0	0	0	0	3	7	4	0	0	14	19	47
	7～9月	4	5	1	0	10	13	3	14	0	0	35	0	65
	10～12月	0	0	0	0	0	0	7	0	0	1	9	16	33
	計	4	5	1	0	10	16	19	18	3	1	65	69	191
平成17年	1～3月	0	0	0	0	0	0	3	0	7	4	10	38	62
	4～6月	0	0	0	0	0	4	2	4	0	0	15	15	40
	7～9月	4	7	5	0	16	8	2	9	0	0	27	0	46
	10～12月	0	0	0	0	0	0	1	0	7	2	12	35	57
	計	4	7	5	0	16	12	8	13	14	6	64	88	205
平成16年	1～3月	0	0	0	0	0	0	9	0	8	0	5	64	86
	4～6月	1	2	0	0	3	7	1	6	0	0	15	11	40
	7～9月	0	0	1	0	1	4	3	4	0	0	16	0	27
	10～12月	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	4	3	12
	計	1	2	1	0	4	11	15	11	10	0	40	78	165

注)平成22年5月27日より、市町単位での発表となった。

注)延べ発表回数であり、一日に数回の切替が行われる場合がある。

注)その他:乾燥、低温、濃霧、霜、着雪

出典:災害年報(福岡県)

## 2. 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。近年に県内で被害を受けた事例としては、2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震(震源深度約9km、マグニチュード7.0、最大震度6弱)がある。なお、この地震による津波の被害はない。

本町では、過去の記録をみると、福岡県西方沖地震では震度4であったが被害記録はなく、以外の地震でも大きな被害を与える震度の地震は発生していない。

### ■上毛町における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
1923～2000年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2001年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2002年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2003年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2005年	16	1	1	1	0	0	0	0	0	19
2006年	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4
2007年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
2008年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2009年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
2010年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2011年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(注) 平成8年9月以前の5, 6は5弱,6弱として扱っている。

出典:気象庁震度データベース(1923～2011年)

### ■福岡県西方沖地震(平成17年3月20日)による被害状況

被害	死者	負傷者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊
			重傷	軽傷			
上毛町	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	1,186	197	989	143	352	9,185

出典:平成17年災害年報(福岡県)

なお、南海トラフ巨大地震について、平成24年8月29日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」が公表されており、本町では最大震度5強が想定されている。

## 第2 災害危険性

### 1. 風水害

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。

水害関係では、重要水防箇所は、国指定が6箇所、県指定が7箇所（河川2箇所）、災害危険河川区域が39箇所指定されている。

また、土砂災害関係では、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所指定されており、急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ・Ⅱ）が38箇所ある。

#### ■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・延長
水害	重要水防箇所（友枝川）	7箇所(840m)
	災害危険河川区域（山国川水系松尾川）	6箇所(265m)
	災害危険河川区域（山国川水系東友枝川）	13箇所(630m)
	災害危険河川区域（山国川水系友枝川）	9箇所(450m)
	災害危険河川区域（山国川水系黒川）	10箇所(1,100m)
	災害危険河川区域（山国川水系有田川）	1箇所(45m)
土砂災害	砂防指定地	24箇所
	土石流危険溪流	41箇所
	地すべり防止区域	0箇所
	地すべり危険箇所	0箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	2箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	22箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	16箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）	0箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）	0箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	0箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	55箇所
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）	1箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	66箇所
	地すべり危険地区（民有林）	1箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	42箇所

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（平成24年3月）

本町における水害の危険性については、総則－23図に示すように佐井川の洪水時における浸水想定区域として、矢方・緒方地区において浸水が予想されている。

浸水想定区域ではないが、平成24年7月の豪雨時に氾濫寸前にまで至り、中村地区が避難準備をしたこともあり、十分警戒する必要がある。

また、山国川の浸水想定区域としては、総則－23図に示すように下唐原地区・上唐原地区・原井地区と山国川沿いの広範な浸水が予想されている。下唐原下野地付近において「水深5.0m以上の区域」があり、「2.0m～5.0m未満の区域」が河川沿いだけでなく集落付近に至るまでみられ、「1.0m～2.0m未満の区域」や「0.5m～1.0m未満の区域」がその周囲に広がっている。平成24年7月の豪雨時に氾濫し、月の輪学園付近は道路は冠水し、恒久橋付近の町民に対して、2度避難指示を発令した経緯もあるため、今後も十分な警戒が必要である。

## 2. 地震災害

福岡県西方沖地震以降、能登半島地震(平成19年3月25日マグニチュード6.9)、新潟県中越沖地震(平成19年7月16日マグニチュード6.8)、岩手・宮城内陸地震(平成20年6月14日マグニチュード7.2)など、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも平成18年度のアセスメント調査の想定規模(マグニチュード6.5)を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震(平成23年3月11日マグニチュード9.0)という想定を越えた巨大地震が発生していることを踏まえ、福岡県は想定地震規模の見直しを行った。

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)では、県内の主要な6つの断層のうち、特に人口が集中する県内主要都市を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される代表的活断層(小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層の4つの断層)が活動した場合と基盤地震動一定(注※)を行っている。

この中で、上毛町に最も近い小倉東断層と、最も大きい被害を与える基盤地震動一定における被害想定結果を整理し以下に示す。

小倉東断層による被害想定では、最大震度が5弱であり、建物、ライフライン、人的被害の想定は0となっている。

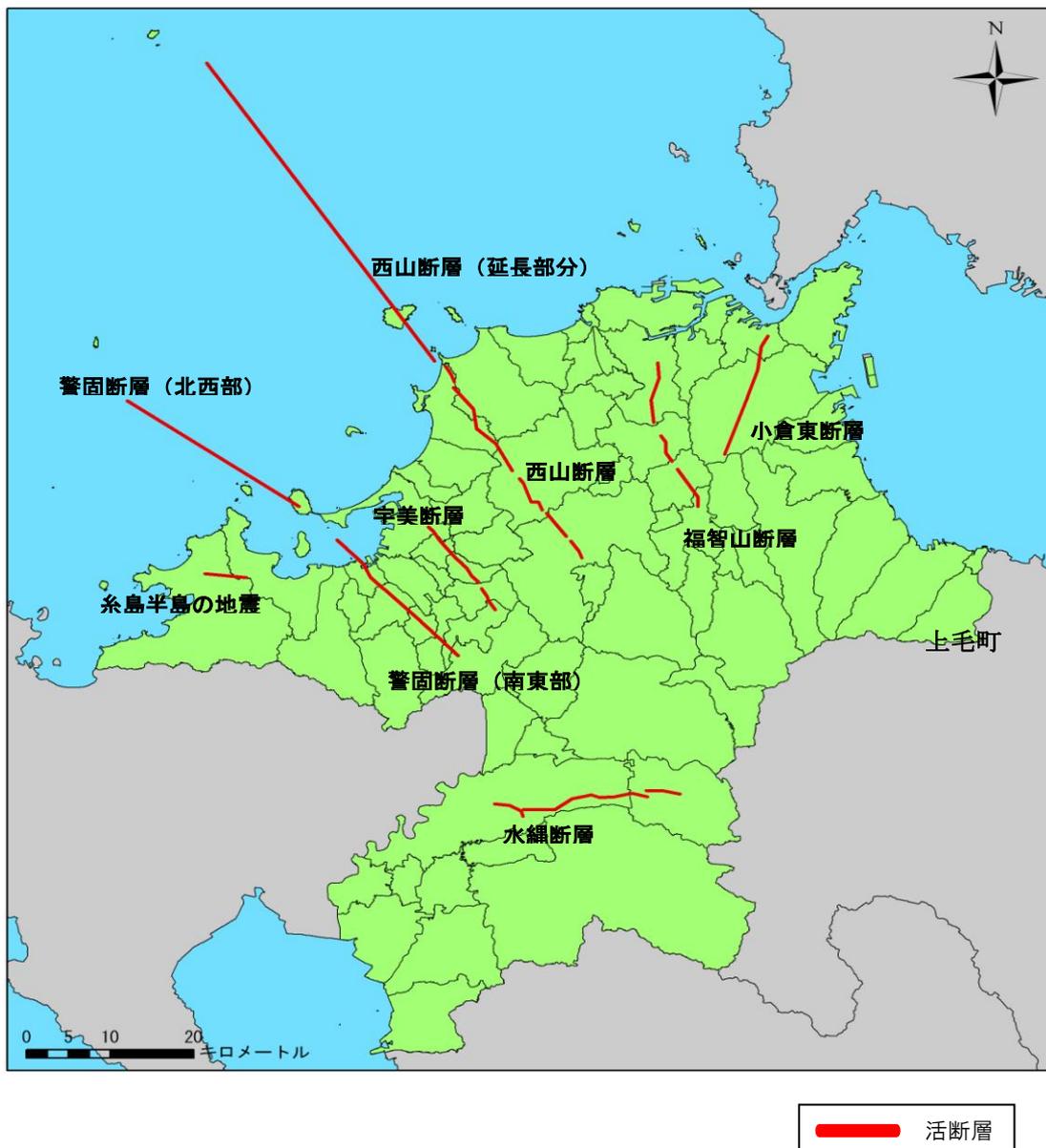
一方、基盤地震動一定による被害想定では、最大震度が6弱であり、全壊建物が747棟、死者数43名、負傷者数1,059名、避難者数734名が想定されている。

(注)※:震度6弱程度となるようなマグニチュード6.9で深さ10kmを想定した場合の被害想定

### ■町域の地震想定の設定

想定震源断層	小倉東断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・長さ	幅 :8.5km 長さ:17km	—
震源断層の深さ	上端:2km 下端:10.5km	10km
マグニチュード	6.9	6.9
破壊開始点	両端及び中央の下端	—
破壊形式	同心円状	—

■想定地震の震源断層分布図



出典:地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

■本町における地震被害想定結果

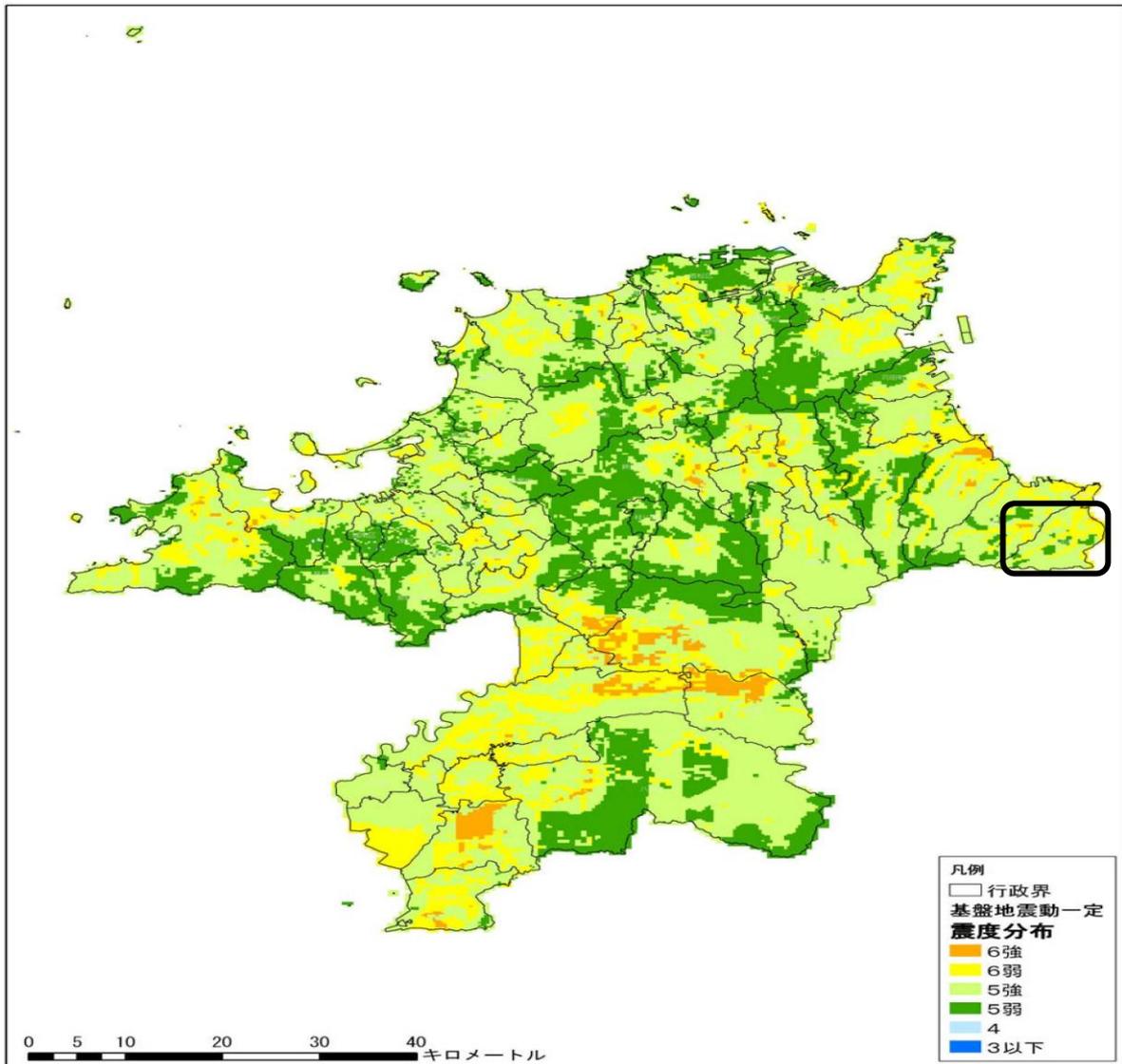
想定地震		小倉東断層	基盤一定
破壊開始点		中央下部	—
地震の規模(M :マグニチュード)		6.9	6.9
震源の深さ		上端2km 下端10.5km	10.0km
最大震度		5弱	6弱
液状化現象		低い	高い～低い
斜面崩壊	危険度 A 箇所数	0	0
	被災建物棟数	0	0
建物被害棟数	全壊(木造・非木造)	0	747(725・22)
	半壊(木造・非木造)	0	615(591・24)
	全半壊(木造・非木造)	0	1,362(1,316・46)
	全半壊率(%)	0	18.9
火災被害	出火件数	0	4
	焼失棟数	0	0
ライフライン被害箇所	上水道管	0	25
	下水道管	0	0
	電柱	0	3
	電話柱	0	3
道路被害箇所*	吉富本耶馬溪線	0	1
人的被害	死者数	0	43
要救護者	負傷者数	0	1,059
	要救出者数	0	123
	要後方医療搬送者数	0	106
	避難者数	0	734

(注) \* :道路被害は県内での被害箇所数(上毛町域とは限らない)

出典:地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

基盤地震動一定における震度分布では、本町のほとんどの範囲が震度5強となっており、部分的に6弱がみられる。

■震度分布図(基盤地震動一定)



出典:地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

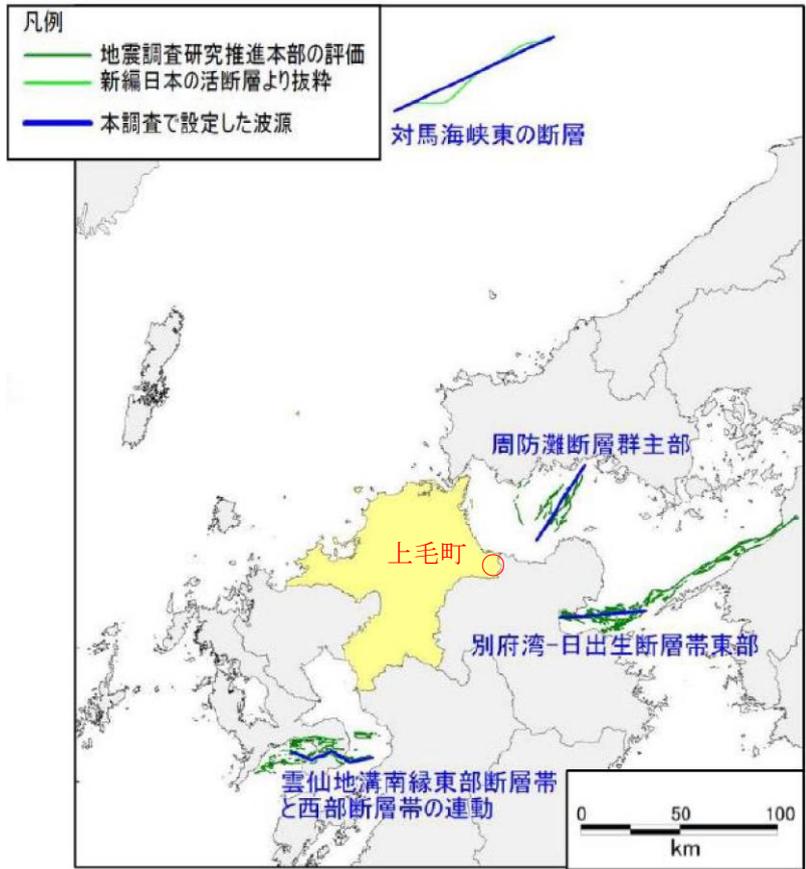
3. 津波災害

福岡県の「津波に関する防災アセスメント調査」(平成24年3月)では、東日本大震災を踏まえて、福岡県においても最大クラスの津波を設定し、津波の予測結果を基に、過去の津波被害事例から導かれた経験式や現時点で適切と認められている関係図を用いて被害量の算定を行っている。なお、福岡県は過去に大きな津波被害を受けたことはない。

被害想定の対象となる波源は、①対馬海峡東の断層、②周防灘断層群主部、③雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、④別府湾-日出生断層帯東部の4つの断層となり、①～③の波源について被害想定が行われている。このうち、本町に最も影響のある波源は「②周防灘断層群主部」であり、その結果を以下に示す。

なお、津波の到達時間は、気象庁の津波注意報が20cm以上予想される場合に発令されることから、20cmの水位変化が生じた時を津波の到達時間としている。

■対象波源位置



出典:津波に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

津波の予測及び被害想定の結果は、以下に示すとおりである。

地震発生からの到達時間では、本町に隣接し海に最も近い吉富町が朔望平均満潮位の場合は28分程度、平均満潮位の場合は30分程度で、最も早く到達する予測となっている。

なお、被害想定では、隣接する吉富町において建物被害の発生は、満潮位及び平均潮位ともに被害無しとなっているので、本町においても被害は無いと考えられる。

■吉富町における津波の予測

波源	地震発生からの到達時間	最大津波高	最大津波の到達時間	最大流速
周防灘断層群主部	朔望平均満潮位 28分 平均満潮位 30分	朔望平均満潮位 0.56m 平均満潮位 0.55m	朔望平均満潮位 91分 平均満潮位 136分	2.0m/s

■津波被害想定の結果（周防灘断層群主部）

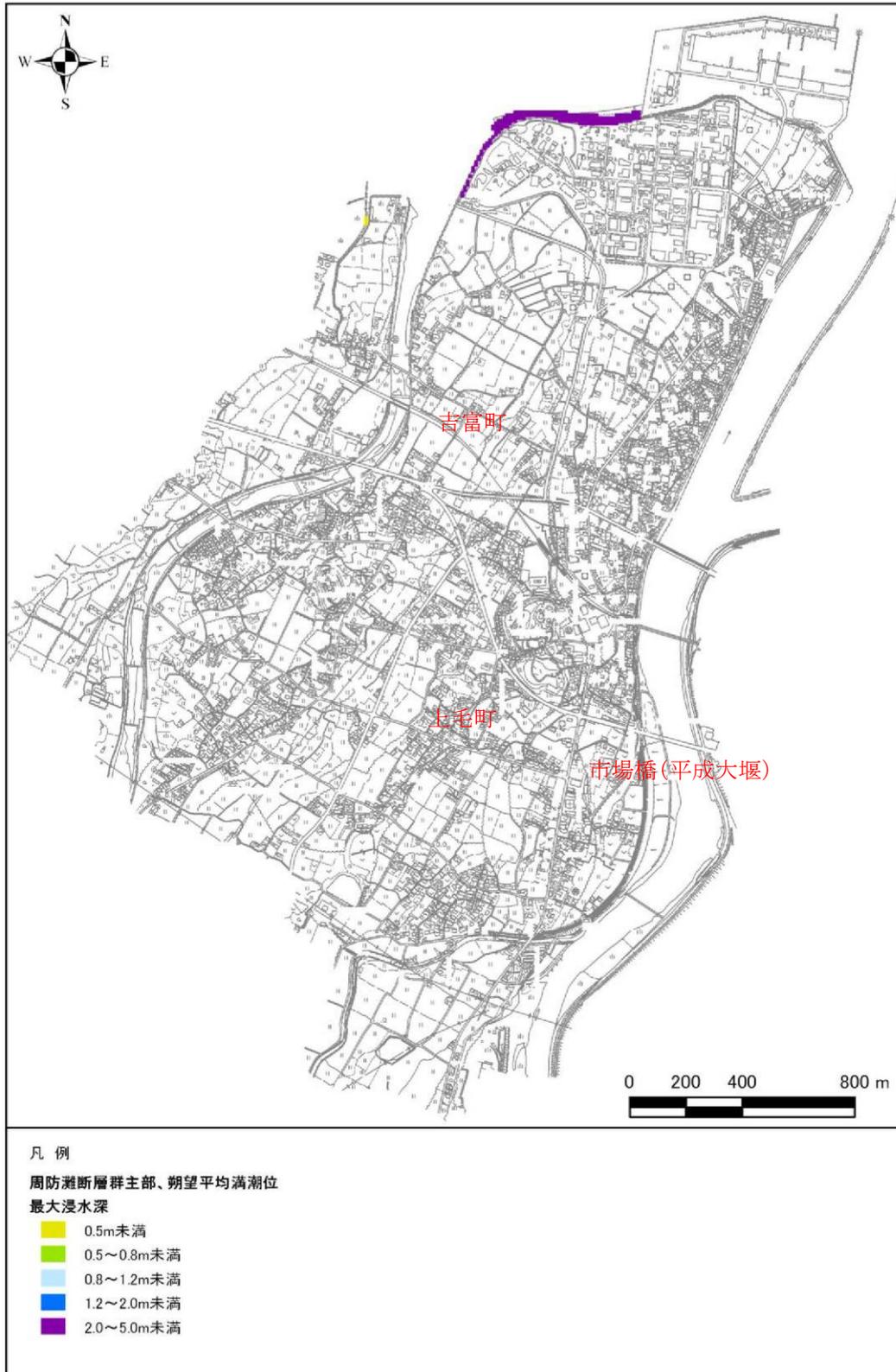
区		分		全県	上毛町
建物被害 (棟)	満潮位	全 壊		—	—
		半 壊		3	—
		床上浸水		3	—
		床下浸水		—	—
	平均潮位	全 壊		—	—
		半 壊		—	—
		床上浸水		1	—
		床下浸水		1	—
人的被害 (人)	満潮位	昼間	通常	—	—
			意識低い	—	—
		夜間	通常	—	—
			意識低い	—	—
	平均潮位	昼間	通常	—	—
			意識低い	—	—
		夜間	通常	—	—
			意識低い	—	—

出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

また、津波浸水予測図は、以下に示すとおりである。

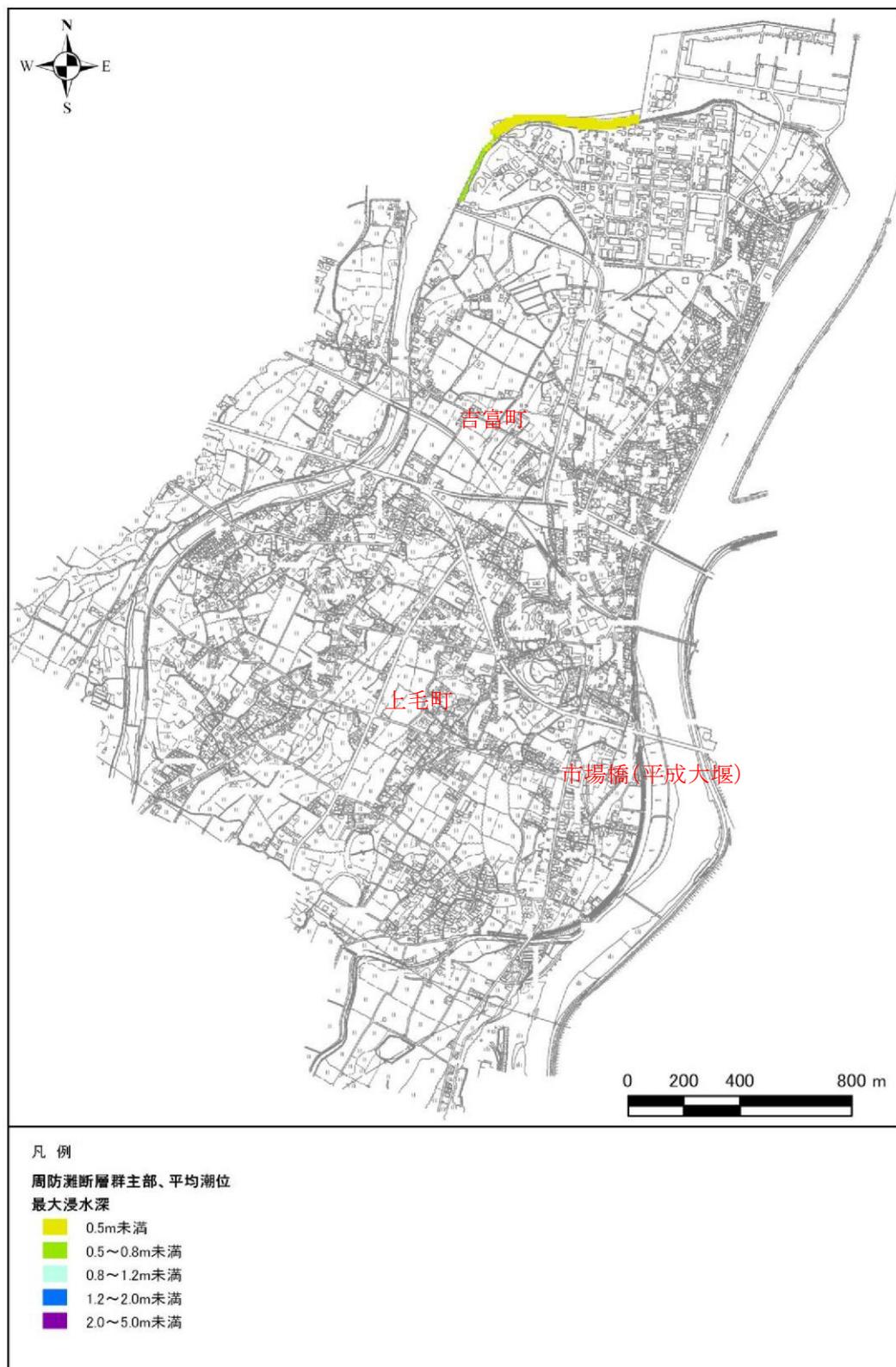
■津波浸水予測図

【周防灘断層群主部、朔望平均満潮位】



出典:津波に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

【周防灘断層群主部、平均潮位】

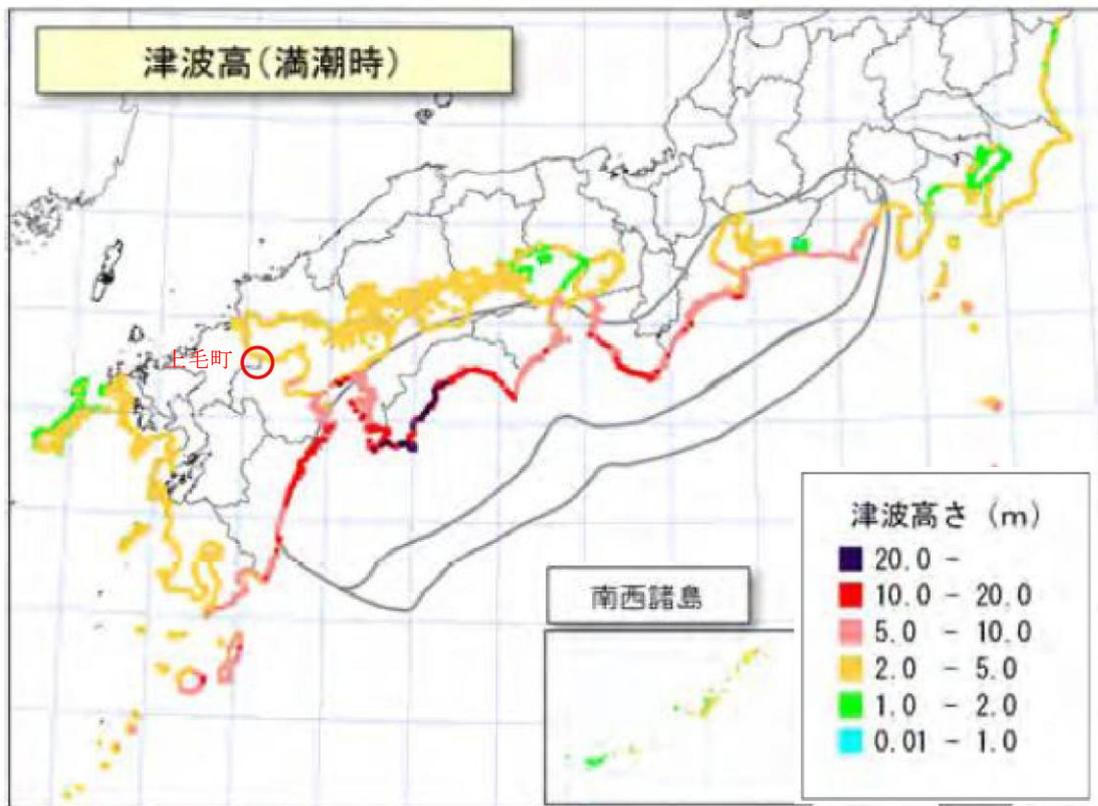


出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

南海トラフ巨大地震については、平成24年8月29日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告) 及び被害想定(第一次報告) について」が公表された。

本町では、最大震度5強、最大津波高(満潮位)4mが想定されている。この津波高さをふまえて町域をみると、標高4m未満の区域は少ないが、津波に対する注意は必要である。

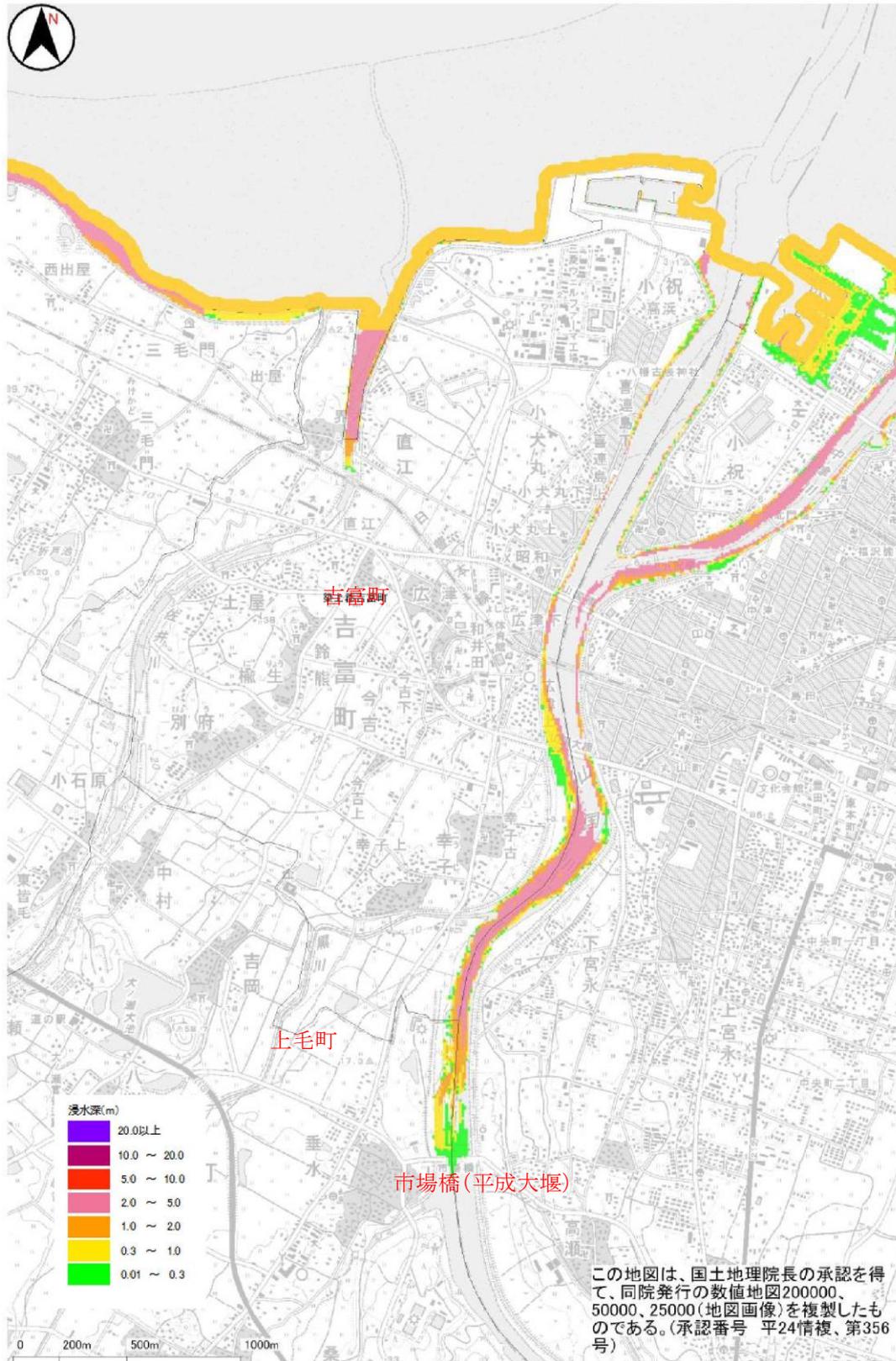
■南海トラフの巨大地震による津波高 (満潮位)



【ケース⑤「四国沖～九州沖」に  
「大すべり域＋超大すべり域」を設定】

資料:「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」

■津波の浸水分布図



資料:「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」

## 第5節 防災ビジョン

### 第1 防災ビジョン

近年の異常気象や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性に十分配慮する必要がある。

また、地震・津波災害の危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（いずれも福岡県、平成24年3月）、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告) 及び被害想定(第一次報告) について」（総務省、平成24年8月）の予測結果に基づいた対応を準備しておく必要がある。

このような状況を踏まえ、本町の防災ビジョンを次のとおりとする。

#### ■防災ビジョン

災害に対して「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基本として、行政は「減災」に向けたまちづくりや防災への取り組みを推進するとともに、行政をはじめ、住民・地域コミュニティ・事業者・その他関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、お互いの緊密な連携を図りながら、「自助・共助・公助」の理念のもと、町の総力を結集して災害対応を行う。

##### <基本理念>

- ① 災害に強い組織・ひとをつくる
- ② 災害に強いまちをつくる
- ③ 防災施設・設備、体制を強化する
- ④ 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える

**第2 基本目標**

住民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

■基本目標

基本理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い組織・ひとをつくる	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民や企業・事業所等が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、町内の防災・減災に寄与するよう努める。</li> <li>○ 住民ひとり一人が、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える。</li> <li>○ 町及び関係機関の職員は、知識と技術を身につけ、平常時から防災に係る必要な組織の整備等を行い、災害時には速やかに任務を遂行できるようにする。</li> <li>○ 大規模災害に備え、全住民が参画して防災に対処しながら、避難所生活等における2次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる</li> <li>○ 混乱期における被害の抑制や災害時要援護者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。</li> <li>○ 町、消防団、関係機関、学校、事業所、自主防災組織、住民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災知識の普及を推進する。</li> </ul>
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に強く、快適で安全な住民生活を確立するため、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、狭隘な道路の改善を図るなど防災機能を強化する。</li> <li>○ 大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、被害の発生が予想される箇所における点検・整備、建物の耐震化、延焼の防止や消防水利の強化を図る。</li> <li>○ 河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。</li> <li>○ 土砂災害や液状化の発生する危険がある箇所を把握し、二次災害を防止する対策を行う。</li> <li>○ 不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。</li> <li>○ 道路、橋りょう、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。</li> </ul>

基本理念	災害予防計画	基本目標
防災施設・設備、体制を強化する	第3節 応急活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報のデータベース化、情報の分析・整理・活用に努める。</li> <li>○ 速やかな協力体制を得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等に努める。</li> <li>○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制に努める。</li> <li>○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を支援し、災害時要援護者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。</li> </ul>

基本理念	風水害、地震・津波 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。</li> <li>○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。</li> </ul>
	第2節 情報の収集・伝達、 災害警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。</li> <li>○ 町域の全地区について、被害の全体像を把握する。</li> <li>○ 住民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。</li> </ul>
	第3節 災害広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次的被害・混乱等を防止する。</li> <li>○ 情報の空白地域・時間を解消する。</li> <li>○ 被災者からの相談受付、広報活動を行う。</li> </ul>
	第4節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。</li> </ul>
	第5節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法に基づく国(及びその補助機関としての県知事)の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。</li> </ul>
	第6節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防・警察等の各機関、施設管理者、自主防災組織等と役割を分担し、住民、外来者等を安全に避難させる。</li> <li>○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は自主防災組織等と協働して運営する。</li> <li>○ 災害時要援護者や女性等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。</li> </ul>

基本理念	風水害・地震 災害応急対策計画	基 本 目 標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第7節 救助・救急・消防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、町、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。</li> <li>○ クラッシュ症候群※1等に対処するため、町、消防本部、消防団、関係機関・団体、住民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。</li> </ul>
	第8節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。</li> <li>○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。</li> <li>○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。</li> </ul>
	第9節 災害時要援護者等対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・妊産婦・外国人等の災害時要援護者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。</li> <li>○ 避難所、仮設住宅における災害時要援護者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。</li> </ul>
	第10節 交通・輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、町・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。</li> <li>○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、町及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。</li> </ul>
	第11節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。</li> <li>○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。</li> </ul>
	第12節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 余震等による建物の危険防止、また(仮設)住宅供給(建設)体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。</li> <li>○ (仮設)住宅供給(建設)体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。</li> </ul>
	第13節 防疫・清掃対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。</li> <li>○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。</li> </ul>

※1 クラッシュ症候群: 事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。

基本理念	風水害・地震 災害応急対策計画	基 本 目 標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第14節 遺体の処理・埋葬	○ 遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
	第15節 文教対策	○ 学校教育の早期再開を行う。 ○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。
	第16節 公共施設等の応急対策	○ 生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ 公共土木施設、社会教育施設、その他の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。 ○ ガスの供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。
	第17節 農林産の応急対策	○ 農林産物や施設の被害の実情を早期に把握し、速やかな応急対策の実施などを行う。
	第18節 災害警備	○ 警察と協力し、町・事業所・団体・住民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。

基本理念	大規模事故等 応急対策計画	基 本 目 標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 大規模事故対策	○ 大規模事故における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や連絡、緊急避難、応急活動内容の明確化などを行う。
	第2節 危険物等災害対策	○ 危険物や有毒物等の安全性を強化するため、自主保安体制等の確立、施設管理者、保安監督者等による速やかな応急対策の実施などを行う。
	第3節 放射線災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第4節 原子力災害対策	○ 広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、観測体制、広域避難の受け入れ等の必要な措置を行う。

基本理念	災害復旧・復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 災害復旧事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災施設の復旧にあたっては、関係機関との連携を図りながら、被害の再発防止と将来の災害に備えた災害復旧計画を策定し、速やかに復旧事業を行う。</li> <li>○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。</li> </ul>
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、義援金品・災害弔慰金の支給、資金の貸与・融資、雇用機会の確保、生活相談、風評被害への対応など、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。</li> </ul>
	第3節 地域復興への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独力での再建が困難な農林業者、中小事業者に対して、再起更生するよう、資金の融資等について支援することにより、被災者の生活の確保を図る。</li> </ul>
	第4節 復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態への回復だけでなく、新たな視点による地域再生を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを行う。</li> <li>○ 関係機関等との調整・合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。</li> <li>○ 災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。</li> </ul>

